

<押印廃止についてのFAQ>

Q1 今回、押印不要の対象となる書類には、どのような書類がありますか？

A1 被保険者・事業主から、健保へ提出していただく申請書類です。

Q2 押印廃止については、押印不要となる対象は誰になりますか？

A2 今まで押印していた全ての方が対象になります。
(被保険者、被扶養者、事業主、社会保険労務士、受取代理人、医師及び助産師等の押印)

Q3 『傷病手当金(延長)傷病手当金付加金 請求書』の保険医の意見欄の医療機関名はゴム印を利用する必要がありました。それについても廃止の対象となりますか？

A3 ゴム印の必要はありません。手書き等でも受付いたします

Q4 Wordで入力した書類でも受付できますか？

A4 HPからダウンロードしたWordにご入力して印刷したものでも、印刷したものに記入したものでも、どちらでも問題ありません。

Q5 今後も、押印が必要な一部の書類には、どのような書類がありますか？

引き続き押印が必要なものは以下の書類になります。

・金融機関のお届け印関係：現状、金融機関から押印を求められているため

A5 (1)預金口座振替依頼書
(2)金融機関変更届 / 預金口座振替依頼書(口座変更用)

・第三者行為関連：自賠責保険の取り扱い上必要であり、損保会社から押印を求めているため

(1)第三者行為の求償に係る書類の印

Q6 事業所確認印の代わりに必要になるものはありますか？

A6 事業所経由で健保へ申請をする書類については、事業所での受付・健保から連絡時のため、担当者名などの記載をお願いします。

Q7 記入間違い等で訂正を行う場合に、訂正印は必要ですか？

A7 ご記入いただいた内容を訂正する場合は、訂正箇所を二重線で抹消し、正しい内容と証明者の氏名(サイン)をご記入ください。

Q8 押印廃止は、いつから適用されますか？

A8 2021年10月1日からです。
※申請書は、9月30日と10月1日にかけて、順次入れ替えます。

Q9 加入者用HPへの案内はいつですか？

A9 加入者用HPでは、10月1日にご案内を掲載する予定です。

Q10 申請書は、e-mail等に添付して申請してもいいですか？

A10 法律により、紙以外での申請方法が認められていないものがあるため、従来通り紙でのご提出をお願いいたします。対応できるものについては、今後、順次ご案内いたします。
※契約保養所の申請書類については、10月1日より変更があります。
詳しくは、加入者用HPに10月1日掲載予定のご案内を参照ください。

Q11 マイオフィスから出した申請書は、今まで通り押印の欄がありますが押印は不要ですか？

マイオフィスから申請書の作成をされた場合には、システム改修が終るまで旧様式(現行様式)の書類のままですが、2021年10月1日以降の押印は不要です。

A11 ※新しい様式への変更については、順次対応していきます。
(システム改修完了予定 : 2021年度末)
※事業所確認印も押印は不要です。担当者名の記載をお願いします。
詳しくは記入例をご覧ください。

Q12 事業所情報管理サイトから出した申請書は、今まで通り押印の欄がありますが押印は不要ですか？

事業所情報管理サイトから申請書の作成をされた場合には、システム改修が終るまで旧様式(現行様式)の書類のままですが、2021年10月1日以降の押印は不要です。

A12 ※新しい様式への変更については、順次対応していきます。
(システム改修完了予定 : 2021年度末)
※事業所確認印も押印は不要です。担当者名の記載をお願いします。
詳しくは記入例をご覧ください。